

薬生食輸発 1205 第 2 号
令和元年 12 月 5 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾール及びえびのスルファジアジン、中国産お
くらのヘキサコナゾール及び赤とうがらしのクロルプロファム並びにブラジル産いん
げん豆のハロキシホップ)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 4 号 (最終改正：令和
元年 11 月 29 日付け薬生食輸発 1129 第 2 号) (以下「モニタリング通知」という。) に
基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産えびのスルファジアジンについて、検査命令を解除したことから、
平成 31 年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を 30%として対
応することとし、モニタリング通知の別表第 2 に下記を追加することとする。

また、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産冷凍おくらにおいて、残留農薬
の基準に違反した事例があったことから、中国産おくらに対する残留農薬に係るモニタ
リング検査の頻度を 30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第 2 に下記
を追加する。

さらに、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第 2 及び別表第 3
からベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾールの項を削除し、過去一年間の検査実績
を踏まえ、中国産赤とうがらしのクロルプロファム (製造者、製造所、輸出者及び包装
者が QINGDAO HOTMISO FOOD CO., LTD. のものに限る。) についてモニタリング通知の別
表第 3 から削除することとし、ブラジル産いんげん豆のハロキシホップについてモニタ
リング通知の別表第 2 から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知
方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 12月5日	ベトナム	えび及びその加工 品（簡易な加工に 限る。）	スルファジア ジン	
令和元年 12月5日	中国	おくら及びその加 工品（簡易な加工 に限る。）	残留農薬 （ヘキサコナ ゾール）	